

教団にとって教祖はいかなる存在か

〈教会組織と教祖の教え〉

— 金光教と天理教の比較から —

金光教と天理教はともに幕末に開教し、明治維新の変動期を乗り越え、明治16年(金光教)、明治20年(天理教)に教祖を失ったにもかかわらず、明治、大正、昭和の時代に布教拡大していきました。

この二つの宗教の歴史を年表で比較してみると同じような動きの中にそれぞれの特徴を見出す事が出来ます。

① 天理教の立教は1838年ですが、これは教祖の内面的な転換点ということで、対外的な布教の開始は1860年頃からで、金光教のそれとほぼ同時期です。金光教の立教とは教祖が布教(取次)に専念する様になるときです。

② 布教が開始され信者が増え始めると許可を得ているかどうかの問題とされます。天理教では1864(こかん名義)、1867年(秀司名義)に吉田家の裁許状を取得しています。金光教では1864年の白川家の許可を教祖本人が得ています。天理教の場合は教祖本人ではなく、教祖の子供である所が金光教と異なります。

③ 明治新政府になって宗教政策が大きく変わります。金光教の場合は教祖の神職資格が無効になり、戸長から祭式の撤去を迫られますが、「人を助けるならば」ということで黙認されるとともに、教祖はここで神名と「御結界—願いを聞く場」の様式を確定します。天理教の場合は、教祖の長男、秀司が吉田家の許可を得る段階で天皇家の先祖の神々を祀るという様式であったこと、維新後は秀司が中山家の戸主でありまた地区の戸長の役にあって、政府の宗教政策に非常に協力的姿勢を示し、中山家の屋敷を「三条の教則」説教の場にするなどしたため、政府からの圧力は全くありませんでした。しかし、教祖は秀司の姿勢に反対し、「おふでさき」を書き始めるとともに、新政府の宗教政策に反対である旨の行動(大和神社事件)を起こし、中山屋敷内にあった天皇家の神々を祀る祭式を官憲の手によって撤去させます。

④ 教祖没後、弟子の手により、神道本局の直轄教会になり、一派独立を果たします。

⑤ 昭和16年、宗教団体法に合った教規に替えます。

⑥ 教会組織について、1998年金光教は教祖の教えに合う体制に替えます。天理教は「本末関係」の体制を存続させています。

金光教と天理教の比較年表

年	金光教	天理教
1798〈寛政10〉		教祖出生。
1814〈文化11〉	教祖出生。	
1838〈天保9〉		立教(内面的)。
1859〈安政6〉	立教 。金光大神(教祖一文治)、「立教神伝」を受け、自宅を 広前として取次ぎに専念する。	
1860〈万延元〉		仲田儀三郎信仰? 周辺での教祖の活動が活発になる。 〈実質的立教〉 。
1862〈文久2〉	修験者が大谷村庄屋に金光大神(教祖)の信仰差し止めを 求め、また、神前の幟等用具を持ち去った。	
1864〈元治元〉	教祖、代人を京都白川家に遣わし、入門許可を得る。	修験者により、こかん名義吉田家裁許状取得。
1867〈慶応3〉	藩より「金光」姓、帯刀を許される。翌年明治維新により失効。	秀司名義の裁許状を取得。吉田式祭式、祓詞を行う。慶応4年、(秀司)祓詞の 内容を神武創業に合わせる。
1871〈明治4〉	「神官職員規則」制定により教祖神職の資格を失う。	
1873〈明治6〉	教祖、戸長より神前の撤去を命じられる。後内々に許可。	11月4日石上社、中山家にて神道説教を実施。
1874〈明治7〉		8月(教祖)大和神社へ弟子をやり「神の御姿、守護」について聞く。石上神宮、中 教院との問答を経て、中教院により祭式撤去。
1876〈明治9〉	教祖、岡山県庁に「敬神教育之義」について願い、取次ぎを 黙認する回答を得る。	
1879〈明治12〉	金光菘雄(教祖の子)、教導職試補の資格を取り、合法化を 図る。	明治13年転輪王講社設立。金剛山地福寺住職社長、秀司副社長。14年4月、秀 司没。15年陰暦9月、1~15日までの毎日つとめのあと、警察の手により講社の 星曼荼羅等祭式撤去。

年	金光教	天理教
1880〈明治13〉 ～ 1882〈明治15〉		転輪王講社設立。金剛山地福寺住職社長、秀司副社長。14年4月、秀司没。15年陰暦9月、1～15日までの毎日つとめのあと、警察の手により講社の星曼荼羅等祭式撤去。
1883〈明治16〉	10月10日 教祖帰幽 。12月1日教団設立について神道広島事務分局に出向く。	ほぼ毎日、警官が中山家を巡回。17年京都、大阪の信者が心学道話講究所等の名で活動。
1885〈明治18〉	神道備中事務分局所属金光教会設立認可.規約	真之亮以下10名の教導職補名、神道直轄六等教会設置認可。
1886〈明治19〉		教祖樸本分署に12日間拘留。
1887〈明治20〉	神道本局直轄六等教会に昇格	教祖身を隠す。
1888〈明治21〉	神道教規に基づく規約改正	神道部属神道天理教会として東京にて認可。大和へ移転。部属組織を、分教会、支教会、出張所、布教所に区別。
1889〈明治22〉		三等教会に昇格。
1891〈明治24〉	三等直轄教会に昇格	
1899〈明治32〉		神道本局管長より一派独立を勧められる。
1900〈明治33〉	一派独立。	
1908〈明治41〉		一派独立。部属組織を、大教会、教会、分教会、支教会、宣教所に変更。
1941〈昭和16〉	宗教団体法による教規改正で親教会、子教会が規定。	宗教団体法による新教規施行により、大教会、分教会の2階級制へ。
1946〈昭和21〉	教規改正で、親教会、子教会、手続(系統)が規定。	
1952〈昭和27〉	手続関係を自己申告で再規定した。	教規改正で、教会を「本末関係の上から」直属(ほぼ大教会)、部属(すべて分教会)に分ける。
1998〈平成10〉	新教規施行。親教会、子教会の区別、手続がなくなる。	

宗教団体法が果たした役割

年表に昭和16年の宗教団体法による教規改正とあります。この時に金光教も天理教も教会組織が変わりました。なぜこの法律の施行によって教会組織が変わるようになったのかよくわかりませんが、「宗教団体法」についての解説がありましたので提示しておきます。要は国の方針に従わざるを得なくする法律だったということでしょうか。

宗教団体法と「東亜新秩序」への道

一九三八年（昭和十三）年十月には中国方面の軍特務部が「中支宗教工作要領」を作成したが、そこには「日本宗教ノ統制アル進出ヲ行ハシム」とあり、個別に進出するのではなく、軍の統制下で進出することで、現地宗教勢力を掌握させ、これによって「民心ヲ安定把握シ親日ニ誘導」することが画策された。さらに翌年三月に帝国議会にて可決・成立し、一九四〇年四月に施行された宗教団体法も、宗教団体の戦争協力において、重要な意義を持つこととなった。同法は、法人税や地方税の非課税対象となる教派や宗派、教団を設立する際には、教義や布教、儀式、組織や財産などを規定した教団規則を作成し、文相の認可を得ることを定め、これらの団体の教義、布教、儀式、行事が「安寧秩序」を妨げる、または「臣民たるの義務」に背くと判断された場合には、文相がこれを制限または禁止でき、宗教団体の設立認可も取り消せる、と規定していた。

立法化の中心人物であった文部省宗教局長の松尾長造は法案成立後の一九三九年（昭和十四）年七月に、「聖戦窮極の目的たる東亜の新秩序建設に国の総力をあげて邁進しなければならぬ」としたうえで、そのために必要な信念や決意を生み出す有効な手段は「宗教」であるとして、「宗教団体の教化活動が今後ますます要求される」と、宗教団体法立法の目的を語っている。すなわち、文部省は非課税特権と結びついた宗教団体の許認可権を利用することで、宗教団体を動員し、東亜新秩序の建設に欠かせないとされる、国民の信念や決意を生み出す教化活動に当たらせようと考えていたわけである。「臣民たるの義務」もきわめて多義的な用語であり、その解釈権と解釈にもとづく宗教行為の制限・禁止権限を掌握した文部省は、究極的には、「東亜の新秩序建設」に貢献しない宗教団体は、その宗教行為を制約・禁止、あるいは設立認可自体を取り消すことさえできた。非課税特権を得たい宗教団体は、当然ながら、文部省の指示に従うほかなかった。

（『日本の戦争と宗教1899-1945』P116. 小川原正道. 2014. 講談社）

金光教は1998年になぜ教会組織を変えたのか

金光教の現状

昭和16年に「親教会、子教会」の規定ができた教会の仕組みを1998年に金光教団は全教会フラットに改正します。なぜ教会組織を変えたのでしょうか。この問題を考えることによって、天理教はなぜ「本末関係」の体制を維持しているのかという原因も分かるかもしれません。ここでは、金光教の改正に至る過程を追ってみます。

まず、現在の金光教の教会組織とその経済状況を見てみましょう。2014年の「宗務年報」という雑誌に「新宗教における過疎・高齢化の実態とその対応－金光教と立正佼成会を事例として－」という論文が掲載されており、そこに金光教の現在の実態がまとめられています。それによれば、教会は個別の師弟の関係から生まれており、そこには信仰授受にかかわる教会のつながり、親教会・子教会の連鎖があり、それは「1998年の教規改正により、その文言が消えたが、有力教会では厳然たる手続き関係が継続している」とあります。「手続」とは「系統」という意味のようです。「手続」の運用を「厳然たる」と表現していますが、教団の規定がなくなったことによって、信仰的な各教会長の意志にもとづく関係になり、不本意な「手続」に縛られることがなくなったことが大きいと思われる。

また、各教会は完全独立採算制で、本部へは年7000円の活動分担金を払うだけでよく、それも経済状態によっては免除されるとあります。活動分担金の実際の金額は、その使い道が地方交付金に限定されていることもあって、教会の規模によって異なりますが、大体年数万円のように。

「新宗教における過疎・高齢化の実態とその対応」

(渡辺雅子。「宗務時報No. 117」2014. 03文化庁文化部宗務課)

金光教の教会は教団本部主導で設置するのではなく、個別の師弟の関係から教会ができてきている。教祖や歴代教主から受けた教えを自分なりに解釈した教説をもとに、それを弟子たちに教え、弟子たちが各地に教会(出社)を開いていく、つまり、信仰授受にかかわる親教会・子教会の連鎖からなり、それを手続き関係と呼ぶ。これは1998年の教規改正により、その文言が消えたが、有力教会では厳然たる手続き関係が継続している。

教会の会計については、独立採算制をとっている。教団に対しては、教会は教団活動教会分担金(7,000円以上で任意。経済状況で納付が難しい場合は免除申請可能)を毎年本部に納めており、それが教団通常会計に占める割合は約7%である。また教師は、教師納金(一律5,000円)を納めている。そのほか、強制的に財の上納を強いる仕組みも、教会等に対する再配分の制度もないという。なお教団運営費の大半は、本部広前への任意の「奉獻金」(お供え)でまかなわれる。(P5)

『金光教教規』
昭和21年改正

金光教は日本の敗戦の翌1946(昭和21)年に教規を改正しています。ここには本部教会＝総親教会、一般教会は手続(系統)により親教会、子教会に分けるという規定が書かれています。

金光教教規

第一章 総則 ……

第六条 本部教会ハ教祖ノ取次ニ其ノ源ヲ発シ其延長トシテ一般教会成立ス 一般教会ハ互ニ手続關係ニ依リテ相繋リ齊シク本部教会ヲ教義傳統ノ本源タル総親教会ト仰グ ……

第四章 教会及地方団体 第一節 教会 ……

第二百十条 一般教会ハ其ノ成立ノ由緒ニ基キ一教会ト其ノ分脈タル教会トノ間ニ手続關係ヲ有シ前者ヲ親教会トシ後者ヲ子教会トス

第二百十一条 親教会ハ子教会ヲ補導シ子教会ハ親教会ヲ輔翼ス但シ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外手続關係ノ故ヲ以テ業務上ノ事項ニ干涉スルコトヲ得ズ

第二百十二条 手続關係ニ付疑義ヲ生ジタルトキハ当該教会長ニ於テ教主ノ裁定ヲ請フベシ ……

親教会、子教会、手続(系統)の問題点

教会は天理教でも金光教でも同じですが、個別の師弟の関係から生まれていきます。「教祖や歴代教主から受けた教えを自分なりに解釈した教説をもとに、それを弟子たちに教え、弟子たちが各地に教会(出社)を開いていく、つまり、信仰授受にかかわる親教会・子教会の連鎖」(渡辺論文)からなりたっていて、その関係を金光教では「手続」、天理教では「系統」と呼んでいます。ただ、この「手続(系統)」が出来てきたのは明治の初め頃からで、「信仰授受」といってもそれは今から数代も前の話なわけです。そこから、いろいろな問題が生まれ、金光教では議論が行われていきます。1960年の記録からその問題点をみると、初代の時のような親子の関係がなくなっているとか、親教会と子教会の間には身分的な差があるような印象を感じるのかといったことが出ています。

『教会長信行会』に掲載されている「手続〈系統〉」の問題点

(たての関係)

- 1、手続の意義をはっきりしたい。実情としては、さまざまの問題が生じている。
 - (イ) 二代、三代となると、初代のように親先生との間柄がこまやかでなくなる。
 - (ロ) 教会の親と個人の信心の親とが同一人でない。
 - (ハ) 生みの親、育ての親、教えの親、事務上の親など、親が多くある。どの親をどう頂いたらよいか。
- (ニ) 親教会へ他の手続のものや、子教会から養子にはいることによって、親子関係がうすくなる。
- 2、道の信心を頂くために手続を頂くのに、実際は、手続の純粹さが失われて形式だけが残り、しかも信仰からくる盲目的な強さをもっている。
- 3、手続のことが教規の条文から除かれて、前文にとりあげられている。その理解が不十分なため、手続ということがなくなったように思われている向きがある。
- 4、二代、三代となると、肉親の親が親先生であるということになっている。
- 5、本部広前の教主様の御取次を頂くには、親教会を通して預かねばならぬと教えられたが、親教会を飛びこえて、教主様に願い出てはいけなからい。
- 6、これまで、親につくすことは強制されているが、親教会の方が子教会に対してどうあったらよいか、こんご明らかにされねばならない。
- 7、親教会の人と、子教会の人との間に、身分的な差があるように思われているところがある。
- 8、親教会に修行にやれない事情がある場合、子女の修行はどうしたらよいか。親教会以外のところでは、手続が複雑化するので、実行できずにおる。
- 9、信心は手続によって頂けるもので、教会連合会に出席する必要はないという考え方がある。親先生も出席を好まぬようなところがある。
- 10、大祭には、親教会長が親教会長なるが故に、いつも齋主や講師にならねばならぬものか。
- 11、親が信頼できなくて形式だけが残るなら、そういう親子関係を打ち切って、取次の頂ける人を親に立てることは道に反するか
- 12、戦後、教会の横の関係が強調されたので、たての関係がうすくなった感がある。
- 13、親教会長の立場からいえば、子に対して、信心の授受においても、物質的な面からも、十分な作用ができぬなやみがある。
- 14、子として親を頂くという信念が確立せねばならぬと同時に、親として子に対する思いやりがあり、そこからの働きがなくてはならぬのに手続という子の子の重荷だけになっている。親が特権的な存在になっている。(『教会長信行会』P156. 1960. 金光教本部教庁) 7

『教会長信行会』には、問題点を列挙した後に「懇談」として「教規の上で親教会、子教会ということが規定されたのは、昭和十六年の宗教団体法にもとづいて、教規を全面改正したとき」で「教会の関係として、はじめにある教会から生まれ出た教会を子教会といい、前からある方を親教会というというように条文の上できめたわけである。だから、手続の本当の意味をあらわすということとはできないが、国家の命令に従い、その意味をあらわすという必要上からきめたことになっている」。手続は本来「『教祖生神金光大神に発する手続のつながりを通して』」であるが、それが「二代、三代、四代と代を重ねるにつれて、ますます複雑化して、この手続による限り孫・子の末まで助からないといわれるようなものもできてきている」。つまり「親が悪い、子が悪いというのではなく、百年間のほこりがつまっているのである。そのつまっているものを取り除かねばならない。本義が失われかけているというか、本当の意義がわからなくなってきているのである」と説明が付されています。『教会長信行会』が発行されたのは1960年で、その頃から、教会長たちが集まると話題は教会の関係、手続の話が多かったようです。

金光教の場合、後に出てくる天理教と違って経済的に各教会が独立していて教会間に依存関係がなく、信仰的な問題が主であったことで、教会組織の変革がスムーズに進んだと思われます。

このような問題意識に基づいて種々検討がなされていったようで、現在のフラットな教会組織が規定された1998年の教規改正があった4年前、1994年に発行された『天地書附とこれからの教団（教会）』（金光教教監津田貴雄）という小冊子には、「教祖様につながる信者氏子は、同じ志を持つ者として力をあわせて、神様の道を立てぬけと言われていきます」とか、「『出社神号、一乃弟子改めいたし、金光大神のみな一乃弟子』と書かれています。この『金光大神のみな一乃弟子』は、ご神号といった信仰的な格差も離れて、取次者みんなが金光大神のもとに一つになって連帯して、という神様の願いを感じる」とあり、「みな一乃弟子」と信者氏子の平等性が示されています。また、「初代や先代の信心を含みこんだ金光大神の信心をいただいていくという姿勢が、今後いよいよ大切」と信仰の根源を教祖ではなく初代や先代に求めてしまう姿勢に警鐘を鳴らしています。このような考え方が、新教規制定につながっていったようです。「手続」という信仰体系を失くした時に、どこに教団としてのまとまりを求めるかという問題に、教団は「教祖に戻れ」という指針を示しました。ただそれは、教団本部への中央集権化を進めるものではないと、新教規施行にあたって開かれた制度審議会の質疑応答の最後に「教会は、それぞれ信仰的、人的、財的に自立しており、そうした教会が集まって教団を構成している」と金光教の基本方針を記しています。

「手続」に関する懇談

一、手続について

○ 一番最初に高橋先生の講話でお話があったように、教祖様から斎藤先生や、白神先生や、佐藤先生などに伝わっていったのが手続の初めであって、生きた手続であったわけだが、それが百年たったこんにち、手続関係が複雑となってきた、いろいろな問題が生じている。そしてそれがいろいろな表現で出ている。事務上の親、教会の親、個人の親、生みの親、育ての親、主従関係、なかには、さがし出した親とか、さらに代がわりによって親が年下であるとか、自分のところで修行していたものが親先生になるとか、そこから現状は確かに複雑化している。そこでこの問題についておかげを受けるには、

第一に、手続とはどういうものかということをはっきりさす。／ 第二に、手続の複雑化をどう見るかということが大切である。／ 第三に、これからの手続はどうあるべきかを求める。／ 一子からみた親、親からみた子— / こういうように、問題を究明していくことが大切であると思われる。

1、手続の意義、本質

○ 教規の上で親教会、子教会ということが規定されたのは、昭和十六年の宗教団体法にもとづいて、教規を全面改正したときで、それまでは、本教の規則の上に、手続ということは少しものせられていなかった。規則の上にならなかつたのではなく、むしろ実際が生きていたのである。それが、昭和十六年に、国家の方からわくをきめて、こういうことにもとづいて教規を改めるようにという命令にしたがって、教規を変更した。この中に、教会において、教会長がなくなった時、後任教会長をどうしてきめるかという点について、干与人を置くことが定められていた。本教の信仰からすると、副教会長や信徒総代が寄って相談したのではいけない。どうしても親教会の御取次を頂くということにならねばならない。また事実上そうなので、それを規則の上にあらわすということで、親教会長が干与人の第一位になるという風にきめた。そうすると、親教会とはどういうことかということになるので、教会の関係として、はじめにある教会から生まれ出た教会を子教会といい、前からある方を親教会というように条文の上できめたわけである。だから、手続の本当の意味をあらわすということとはできないが、国家の命令に従い、その意味をあらわすという必要上からきめたことになっている。

ところが、今の教規を定めるについては、教制審議会で六年にわたって審議された。それは、戦後、国家の監督がなくなり、本教の信心をそのままあらわしていくことができることになり、そういう仕組みにし得ることになった。だから、教祖の御信心にもとづき、その御精神をそのままあらわすとしたらどうあればよいかを求めて審議を続けたのである。それがこんにちの教規である。そこで、手続は非常に大切であるということがはっきりしてきた。が、条文の形にすることは意義の大切なことからいって固定化してしまうおそれがあるので、道の信心の大切なものをまとめて前文とした、その中に入れているのである。

それには、

取次の働は、手続によって行われる。手続は、取次ぐものと取次がれるものとの間の取次ぎ取次がれる関係であって、教祖生神金光大神に発する手続のつながりを通して、人間は助かり、教会は生れ、本教一切の営みは進められる。

とある。すなわち、手続なしには取次の働きはおこなわれない。手続は、取次ぐものと取次がれるものとの間の取次ぎ取次がれる関係であるとあるように、取次の働きがかよう生きた関係である。ただの人間的な関係や、金銭的な関係ではない。そして、それはどこから出てくるかといえば、「教祖生神金光大神に発する手続のつながりを通して」である。ほかから出てくるのではない。ところがこんにちまで百年の歴史を経てきておるので、その間いろいろのものができてきて、まことに複雑になってきている。芸備の手続、小倉の手続というようにいわれているが、芸備や小倉からはじまっているのではない。すべて教祖生神金光大神から出ているので、芸備とか、小倉とかいうのはいねば分岐点をさしているのである。それなのに、手続はその分岐点から起ってきたように錯覚を起したり、また封建思想の影響を受けて、手続間の対立状態とか、派閥的なものが生じたりしてきている。そして、二代、三代、四代と代を重ねるにつれて、ますます複雑化して、この手続による限り孫・子の末まで助からないといわれるようなものもできてきている。人の助けられる取次ぎ取次がれる関係である手続が、そういう状態になっていたのでは、教会の機能が発揮されないのは当たり前だということになる。いねば水道の口がつかまっているので、親が悪い、子が悪いというのではなく、百年間のほこりがつかまっているのである。そのつかまっているものを取り除かねばならない。本義が失われかけているというか、本当の意義がわからなくなってきたのである。

「金光大神のみな一乃弟子」とは神から見れば教内にいる人間は皆平等ということ

明治五年のお知らせに、「天地乃神の道を教える生神金光大神社を立てぬき、信者氏子に申しつけ」とあります。「社」というのは、辞書を引いてみても「……のために同志が集まった集団」というのが基本的な意味です。布教のうえでしだいに厳しさを増すあの状況の中で、教祖様につながる信者氏子は、同じ志を持つ者として力をあわせて、神様の道を立てぬけと
言われています。

今日的に言えば、天地金乃神様から願われているお互いとして、全信奉者は連帯して、教会も教団的に一つになって連帯していく。そして、社会存在としての金光教団を、世界人類へ打ち出させてもらっていく、そのような願いを天地金乃神様からかけられている、といえるのではないのでしょうか。

明治六年十月十日のお知らせは、「天地金乃神と申すことは……」で始まりますが、その前に、「出社神号、一乃弟子改めいたし、金光大神のみな一乃弟子」と書かれています。この「金光大神のみな一乃弟子」は、ご神号といった信仰的な格差も離れて、取次者みんなが金光大神のもとに一つになって連帯して、という神様の願いを感じると、瀬戸先生は言われています。これも教団的連帯をするようにという、天地金乃神様の思し召しだと受け取れるかと思えます。（『天地書附とこれからの教団(教会)』P24. 金光教教監津田貴雄. 1994）

「金光大神まで立ち戻」ることの必要性

その中で、教説にかかわって、もう一言しておきますと、例えば、よく教会では、初代教会長の信心をいただく、先代教会長の信心をいただくといったりします。もちろん間違いではありません。しかし、もしそれが初代、先代教会長止まりでは足りないと思います。金光大神まで立ち戻ってこそ、その教会は金光大神広前になるのだと思います。初代とか先代とかも大事ですがそこに止まらないで、初代や先代の信心を含みこんだ金光大神の信心をいただいていくという姿勢が、今後いよいよ大切かと思えます。

あるいはまた、教会布教に一生懸命になりながらも、ふと気がつくとう教会長止まり、あるいは親先生止まりになりかねないところがあります。それでは、どうしても小さな教会になってしまいます。金光大神が世界人類の救済を掲げ、豊かな信心を伝えて下さっているのですから、教会長が率先してそこを求めていくそういう教会にならせていただきたいと思えます。

金光大神の信心をいただいていく、その拠り所は、何といたっても教典です。そして、そのシンボルが天地書附というわけです。（『天地書附とこれからの教団(教会)』P38. 1994）

十五 教会について 一教会と教団との関係一

○今回の改正では、教祖広前の延長という信仰的な規定が外れ、教団との関係において教会をとらえようとするあり方、つまり、教会は教団を構成する一単位として位置づけるという組織的、制度的な考え方になっている。しかし、教団は歴史的、社会的構成物であり、時代とともに変化するものであって、そうしたものの関係で教会を規定化することには賛同できない。教会が教祖広前の延長として位置づけられ、その教会が実質的な中身となって教団を構成していくというあり方は、中央集権的なあり方とは違った別の組織・活動形態を生み出していくであろう。

→教会も教団も共に、歴史的に形成されてきた社会的な存在であり、そして最も重要な意味では、信仰集団である。

教祖広前の延長については、生神金光大神取次をもって神願成就の働きが進められた教祖広前の内容は、今日では、本部や教会を含んだ教団全体において具現されており、教会にのみ教祖広前の延長という表現を付すことはふさわしくない。そこで、教祖広前の延長という意味も含み込んだ「教祖にはじまる」と改めたのである。

加えて、教会の信仰的意義については、天地書附に基づいて神願成就の拠点として意義づけられたことによって、より明確になったのである。このように、教祖広前の延長を否定したのでもなく、また教会の信仰的意義を否定し、制度的な考え方のみでとらえ、位置づけようとしているわけでもない。さらに、教会は信仰的に自立しており、そうした教会が集まって教団を構成しているという点も変更はない。

他方、現在、教典の内容からうかがわれる世界・人類を助けたいとの天地金乃神のご神願と教祖金光大神の思召しを実現することが願われている。そこで、神願成就を目的とする教団の一員である教会としても、共に神願成就の一翼を担っていくことを願い、今回、教会と教団との関係、教団に対する教会の役割を規定したのである。従って、この規定は、前述の基本的な考えに立ちつつ、連帯を図り、共に神願成就に取り組むという機能面の事柄であって、制度的に中央集権化を図ろうとするものではない。

○これまで「教会は教団の内容として包括される」であったが、今回「教団を構成し」となり、教会は教団の諸活動の中身になっていくことが求められ、その結果、教団の布教体制化を図るという名目で、各教会にノルマが課せられることにはならないのか。

→現行の「包括」も単に宗教法人法上の包括関係だけではなく、信仰的な関係も含んでいる。そのことを明確にするとともに、受動的表現でなく、教会の側からの主体的な関係を表現するために、改正案のように変えたのである。

今回の制度改正の願いは、前述の通り、神願成就のために教会を含めた教団全体の布教体制化を図ることである。そこで、教団内での一層の連帯を進めていくため、教会と教団との関係を示す規定や、教会・教会連合会・教務センター・本部数庁の連携を生み出す規定が新たに設けられたのである。しかし、教会は、それぞれ信仰的、人的、財的に自立しており、そうした教会が集まって教団を構成しているという点は、今回の制度改正でもまったく変更はなく、従って、各教会に強制的に義務を課すという事はありえない。（『金光教報天地』1998.07P28）

第九章 教会 第一節 教会

(意義) 第124条 教会は、教祖にはじまる生神金光大神取次によって、天地金乃神の願いである神と人とあいよかけよで立ち行くあり方を世界に顕現するため、結界取次及び各種の活動を行うものとする。／ 2 教会は、神願成就の拠点であり、その広前は、信奉者の願い礼場所、信心の稽古場所である。

(名称) 第125条 教会は、その所在地名を付して、「金光教何々教会」という。ただし、所在地名を付することができないときは、他の適当な名称を付する。

(施設) 第126条 教会には、会堂、事務所、教職舎及び附属の建物を設ける。

(奉斎、結界取次及び機能) 第127条 教会は、広前に天地書附を奉掲して、「天地金乃神 生神金光大神」を奉斎し、信奉者その他の霊を祀る。／ 2 結界取次は、取次者が常時神前に奉仕して行い、その座は、神前左側に設ける。／ 3 教会は、救済、育成、布教、奉仕その他の活動を行う。／ 4 教会は公益事業を行うことができる。

(儀式) 第128条 教会においては、第二十二條の規定に準じ、当該教会で定めるところにより、儀式を行う。

(教会と教団) 第129条 教会は、教団の内容として教団を構成し、その諸活動に参画するものとする。

(設立、規則の変更等) 第130条 教会を設立。合併又は解散をしようとするときは、教主の承認を受けなければならない。／ 2 教会長は、次に掲げる行為をしようとするときは、教務総長の承認を受けなければならない。一 規則を変更すること。二 宗教法人となること。

(合併及び解散) 第131条 教会が次の各号の一に該当するときは、教主は合併又は解散の手続をさせることができる。／一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたとき。二 会堂の滅失後やむを得ない理由がないのに、二年以上にわたってその施設を復興しないとき。三 維持運営が困難なとき。四 一年以上にわたって教会の機能を停止したとき。

(教会又は教会間の紛議) 第132条 教会又は教会間に紛議を生じ、協議が調わないときは、教会長は、その事情を具して、教主の裁定を請わなければならない。

『天地』1998.08.01号外より

第二節 教会長 (員数) 第133条 教会に教会長一人を置く。 —以下略—

天理教の教会組織

ここまで金光教の教会組織についてまとめてみました。では同じように個別の師弟の関係から教会が生まれていった天理教では現在どのようになっているのでしょうか。

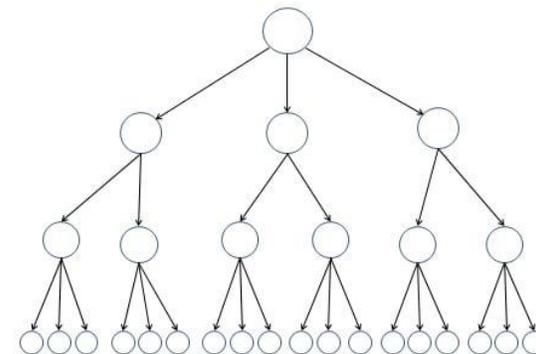
天理教では年表で示したように、明治41年の一派独立に合わせて教会組織は大教会、教会、分教会、支教会、宣教所の序列ができ、昭和16年に大教会、分教会の2階級制になりました。戦後もこの体制は変わらず、昭和27年の規約改正で教会を「本末関係の上から」直属(ほぼ大教会)、部属(すべて分教会)に分けることになり現在に及んでいます。

天理教でも金光教と同じような親子関係から生まれる教会の問題、身分的な上下関係の発生や信仰的な親子関係との矛盾などがあるはずですが、そのようなことが天理教団の問題として公式に話し合われたことはないようです。

それは、会計が天理教では各教会の独立採算ではなく、子、孫・・・(部下)の教会の献金によって親(上級)教会の会計が成り立っているため、教会組織の見直しは、即教会の運営(特に親に当たる教会)に影響するからではないかでしょうか。

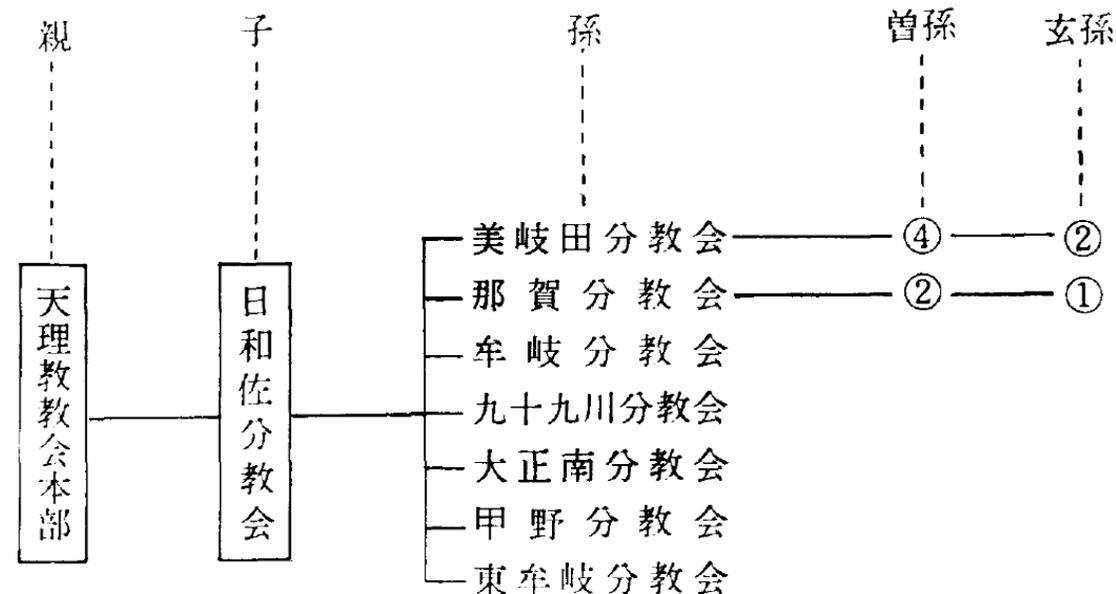
天理教の教会組織(会計の仕組み)は巨大なねずみ講—無限連鎖講に近い形になっているのです。それゆえ、多くの末端教会は上級への献金のために疲弊し、教会長の生活保護費の受給(土地建物は法人のため受給できる)や、担当者のいない教会の急増という問題を生んでいます。

教会組織の略図



日和佐分教会は、信仰系統的には教会本部の直属であるが、教会数が50に満たないため大教会になれず、分教会になっている。部内教会の数が少ないので教会系統の様子が分かりやすい。

第6図 天理教日和佐分教会系統図(昭和53年1月1日現在)



資料出所：天理教表統領室調査課編『天理教教会名称録』
昭和53年直属教会別系統表191頁より作成。

「教団組織の研究—天理教の場合」『奈良教育大学紀要』1983

小笠原真他より

天理教の教会組織

分教会

2013年

全国約1万6千カ所

金額不明

上納

大教会

全国約160カ所

金額不明

上納

天理教教会本部

1カ所(奈良県天理市)

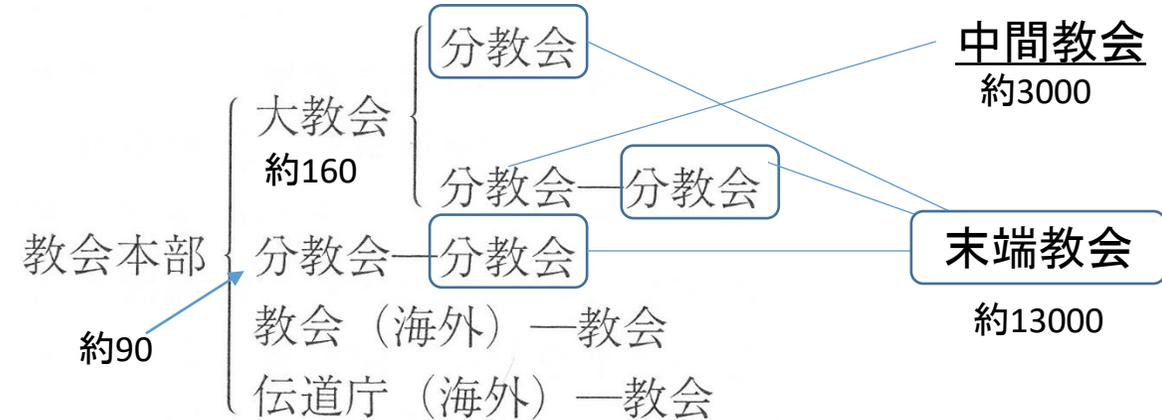
約120億円/年

天理教社会学研究所HPより(このインターネット上の組織は天理教教会本部と無関係)

天理教は「天理教教会本部」を頂点としたピラミッドになっている。

無限連鎖講(むげんれんさこう)とは、金品を払う参加者が無限に増加するという前提において、2人以上の倍率で増加する下位会員から徴収した金品を、上位会員に分配することで、その上位会員が自らが払った金品を上回る配当を受けることを目的とした金品配当組織のことである。(ウィキペディアより)

系統 けいとう 教会組織の本末ないしは所属関係を示す言葉。教会は教会本部を中心にして、これに直接所属する教会を直属教会と称し(歴史的には、直轄教会と呼称したときもあった)、これに所属する教会を部属教会または所属教会(慣用的には、部内教会とか部下教会などと呼ぶこともある)と言っている。さらに、この部属教会相互にあっても、教会設立時のいきさつによって、組織上の本末、所属関係が存在する。それはたとえば、下記のように図式化される。



こうした組織、体制上の系列を、教会系統ないしは単に系統と言っている。現在、信仰生活の実際において、この系統順序が尊重されている。それは、多くの場合、それぞれが信仰しはじめ、信仰生活を進めるに至った筋道に対応した教会関係の順序になっているからである。『天理教事典第三版』P314一部加筆

末端教会の数 - 郡山大教会の末端教会の比率を天理教全体に直した数。郡山大教会(部内教会251カ所 - 1989.『改訂天理教事典教会史編』による)では一カ所でも部内がある教会が56で、部内のない末端教会は195, 約8割(正確には78%)です。これを全教会、16677に当てはめると、約13000が末端になります。

天理教の「親教会」「子(孫、曾孫・・・)教会」と系統に対する考え方—教理的裏付けがない

『天理教事典(初版1977)』の中に「順序」という項目があります。さらにその中に「信仰順序」という項があり、そこには「信仰を伝える者とそれを受ける者との関係によって、前者を理の親、後者を理の子と呼び」、教会関係も同様で「部内教会は上級教会を通して、教会本部へつくし、運ぶ。このような信仰の筋道を欠かすことなく追い、運ぶことを『順序の理を運ぶ』という」と書かれています。この説明は現状の天理教の教会組織を肯定しそれに教理的な裏付けを与えるようになっています。

ところが1997年に発行された『改訂天理教事典』では「信仰順序」という項は完全に削除され、「順序」という項目の説明も『おさしづ』における「順序」の用例を詳細に解説する内容に変わっていて、「『順序』という言葉は使われているが、一般的な順序の概念から想起される上下、高低、長幼の序などは、「おさしづ」においては否定されている」とあります。

そして別に「教会順序」という項目が立てられ、教会ができ制度化するときに自然に生まれた順序といった内容で現状の教会制度をそのまま書き、初版の「信仰順序」にあった教理的裏付けの説明がなくなっています。また、天理教にとって「親とは親神様であり、教祖である」という話を1967年に中山善衛三代真柱がしています。

天理教における「親教会(上級)」とか「子教会(部内)」、あるいは「本末関係」と呼ばれる教会の序列は教理的裏付けを欠いているのです。

信仰順序 信仰を伝える者とそれを受ける者との関係によって、前者を理の親、後者を理の子と呼び、理の子相互においては理の兄弟姉妹（きょうだい）と呼ぶ。教会の関係についても、上級教会（親教会ともいう）と、その教会に所属する部内教会（所属教会ともいう）がある。理の子は理の親へ向かって、また部内教会は上級教会を通して、教会本部へつくし、運ぶ。このような信仰の筋道を欠かすことなく追ひ、運ぶことを「順序の理を運ぶ」という。「道順序の理。道の親、理の親、これ心にちんと治めてくれ」（おさしづ32・8・28補遺）「この順序論し置く。分教会という、名称、それ支教会出張所布教所という。…その古い道忘れてはならん」（おさしづ32・3・18補遺）。現在「順序の理」が信仰的に生かされている。教会設置、建築、移転、担任変更及び個人の別席手続などは、所属教会から順次上級教会への手順を経て本部へ願ひ出ることになっている。「順序運び」と言っているのがそれである。（『天理教事典. 初版』422頁. 1977）

中山善衛三代真柱の講話－親とは親神様であり、教祖である

人間の努力に対して与えられるお方は、真実の親しかおられない。親とは親神様であり、教祖である。たとえ私たちが六人の子供の親であるという言葉のように、親という言葉を用いませても、それは親になってしまえというのではなく、私たちの親は親神様、教祖以外にはおられないのです。私たちがその言葉を用いませても、真底から親になってしまっはいけない。（『真柱訓話集』第32巻. P157. 「天理教少年会本部年頭会議におけるお話」. 1967）

教会順序 信仰する者が集まって教会ができるが、そこに教えが伝達されて行った過程を組み込んで制度化するとき、おのずから系統的順序が生ずる。いわゆる本末関係、組織的上下関係である。たとえば、教会本部を中心ないしは最上位とし、それに直結する直属教会があり、その教会に所属する部属教会ができ、さらには、部属教会相互間の階層的本末関係が生まれるが、その全体を指していう。これは自然に生まれた順序と言えるが、何らかの事情で、そうでない順序関係が成立する場合もありうる。（『天理教事典改訂版』P261. 1997<<下線の部分は『第三版』2018では削除されている。>>）

「心定め」の現在の用例

天理教の用語の使用は、教祖が教えた内容とは全く違って使われているものが散見されます。その一つの例として「心定め」というのがあります。

ここにある「心定め」とは、お供え金の額や布教の数値的目標のことで、部内教会が上級教会に対してその目標を年度初めなどに示すものです。右下の解説は「天理教社会学研究所」というインターネットのサイトにあるもので、大きな間違いはないように思います。

金光教が達成目標を決めて行動することは一度もないということと比較するとそこに大きな教団の姿勢の違いを感じざるを得ません。

金光教は達成主義を取らない！（金光教大崎教会HPより）

組織というものは、いったん作られると、組織の膨張拡大という自己目的をもつようになり、金を集め、人を集め、肥大化しようとする。ところが、金光教は、いまだかつて信徒数や教団財について、達成目標を定め、そこへ向かって檄を飛ばしたということは一度もない。

教祖百年祭のおり、教監が教団一新の理解をうるために全教区へ出向いたとき、大阪の信徒が、「教祖百年祭では、これこれの事業をしたいので、これだけの金が必要だ、と教監みずから訴えて旗を振ってください。そうすれば、全教が御用しよう、と燃え立ちます」と訴えた。参加者は、安田好三教監がなんと答えるか、固唾をのんで耳をそばだてた。教監は、「それはしない。大切なのは信心だ。皆が燃え立つ信心をもって、このお年柄を迎えさせてもらおう、という信心の盛りあがりができ、その結果、さまざまな計画についてもおかげをこうむってまいりたい」と答え、聴衆は大喝采をして鳴りやまなかった。

					心 定 め
	おつくし	教人登録者	修養科生	よふぼく	初席者
天理教〇〇分教会	二千五百	五名	十五名	二十名	二百名

教祖百三十年祭 三年千日仕上げの年

部内数十か所の教会クラスの例と思われる。部内から上がってきた数字を調整して足した数。部内数百か所の大教会では初席者1000名とかになる。

この資料は天理教がノルマ制であることの証拠である。「心定め」というのは、教義的解釈はわからないが、普通に考えて数値目標と捉えて問題はない。

つまり、この教会の今年の数値目標のポスターである。特定できないように、数字は見やすいように少し変えたが大きくは変えていない。

右から順番に見ていく。 —中略—

「おつくし」というのは、お供え金である。ここだけ隠蔽しているためか単位が書かれていないが、単位は万円である。これを見て、天理教はノルマ制を採用していることに間違いはない。（天理教社会学研究所HPより）

「心定め」の本来の意味

「心定め」の教理的意味を確認するために『天理教事典』を開いてみます。そこには「人間をたすけたいという親神の思いを理解し、その救済意志に対して、これに応えようとする信仰的誓いと決意の意味」とあって、「さあ／＼月日がありてこの世界あり、世界ありてそれ／＼あり、それ／＼ありて身の内あり、身の内ありて律あり、律ありても**心定め**が第一やで。」(さ20・1・13)という教祖の言葉が引用されています。

この言葉は、教祖が身を隠される明治20年2月18日の約一カ月前、つとめをするようにと急き込まれる教祖に対して、官憲の取り締まりを恐れる真之亮が「このやしきに道具雛型の魂生れてあるとの仰せ、このやしきをさして此世界始まりのぢば故天降り、無い人間無い世界拵え下されたとの仰せ、上も我々も同様の魂との仰せ、右三箇条のお尋ねあれば、我々何んと答えて宜しう御座りましょうや、これに差支えます。人間は法律にさからう事はかないません」と返事をした時のものです。

この返事は昭和3年に刊行された『おさしづ』のもので、官憲に配慮した意味の取りにくい文になっていますので、より分かりやすい『山名大教会改訂初代会長夫妻自伝』(1958.初版1916)では「この屋敷に、道具衆の魂生れてあるとの仰、この屋敷をさして、此の世界始まりのぢば故、天降り、無い人間、無い世界を拵へたとの仰、一天万乗の君様として、神の御魂と心得居ります所、我々同様、魚介の魂との仰、右三ヶ条、一統の者より御上様へ申上りましたら、我々何と答へて宜敷御座りませうか、差支へます。人間は法律に逆ふ事は叶ひませぬ」となっています。

この返事に対して教祖は「律ありても心定めが第一」と言います。法律よりも信仰的誓いが大切なのだというわけです。これが本来の「心定め」で、大変に重い教祖の教えの根本に関わる内容です。このような天皇家の先祖の神も実は我々と同じ人間であり、「神」とはそれを越えた存在であるという内容は『金光教教典』にも見る事ができます。

ところが現在は、この言葉がお供え額や信者獲得の数値的目標を決めることになってしまったわけです。

「かみも我々も同様の魂との仰せ」と同様の表現がみられる金光教の教典（『金光教教典』は天理教的には「原典集」の内容です。）

≪あの天照皇大神というは日本の神様であります。天子様のご祖先であります。この神（天地金乃神）様は日本ばかりの神様ではありません。三千世界を御つかさどりなされます神様であります。（『金光教教典』P341.「金光大神御理解集」第一類、徳永健次の伝え3）

伊邪那岐、伊邪那美命も人間、天照大神も人間であり、その続きの天子様も人間であろう。

.....神とはいけれども、みな、天地の神から人体を受けておられるのである。.....そうしてみれば、やはりみな、天が父、地が母であって、天地金乃神は一段上の神、神たる中の神であろう。≫（金光教教典』P442.「金光大神御理解集」第二類、市村光五郎の伝え2）

教祖の教えと異なる「出直し」と「ほこり」

天理教では教祖の言葉を別の意味に変えてしまう用例が他にもみられます。

たとえば、天理教で死を意味する「出直し」という言葉は、教祖の使用例ではみかぐらうた六下り目にある「こゝろえちがひはでなほしや」で「一般用語としての『最初から改めてやり直す』意味の『出直し』と解するがよいと思います。手振りからみてもその方が自然」(山本正義『みかぐらうたを讃う』P164.1988)なのです。「出直し」が「死」の意味を持つようになるのは大正5年頃(これは『みちのとも』の死を意味する言葉の変化を調べればわかります)からで生まれ変わりの因縁観が天理教教理の中心になってくるのに合わせて教祖の言葉の意味も改変されたと考えられます。ちなみに最初の「出直し=死」の用例は、大正5年2月号「清水はる子の出直(96頁)」(清水與之助氏未亡人)の記事とされます。

また、天理教教理の中心をなす「八つのほこり」も本来は「おふでさき」の3号96「このみちハをしいほしいとかはいとよくとこふまんこれがほこりや」の五つであると思われます。このおふでさきが書かれたのは明治7年の初め頃で、明治5年から始められた神官僧侶を主にした教導職による「三条教則」に基づく説教が全国で行われていた時期であり、中山家の屋敷内でも明治6年11月に行われました。この三条の教則説教の台本の中には「ほこり」の内容と似たものがあり、これと教祖の教えの違いを明瞭にするために3号96の歌は書かれたのではないのでしょうか。しかし、中山家の戸主であった秀司は慶応3年に吉田家の裁許状を取得した時から教祖の教えよりも神道に親和的でしたから、「にくい、うらみ、はらだち」を追加し、「八つのほこり」として表明文書等に記していったと考えられます。

ほこりに関する見解【「十柱の神」考(その二)―大教宣布運動とのかかわりに注目して― 早坂正章『天理教学研究37(1999)』】

ところで、大教宣布運動の中で教導職の説教に用いたとみられる教本の一つに『説教通話』(宇喜多練要著、京都四書房梓、明治六年十月発兌)という文書がある。説教聴聞の者と説教師との質擬応答の形式で道理を説いているが、全七章からなるその冒頭の「第一 敬神の実際ハ正直の力行を以て其職を効すにある話」の中に、次のような記述がみられる。／ 中略 ／

併御説教聴聞の間か又は存じもよらぬ貨殖(かねもう)けの註文を聞きました時は真実敬神の心になりまして是が神さまの御加護じや功德じやと存じ込みます、さりなから欲しひか惜ひか憎ひか可愛か腹の立ときハ諷張(さっぱり)忘れて仕舞ます何卒貨産(すきわい)の事件に拘りても敬神を忘失ぬやうに御説得の御講究を希ひ奉ります・・・・(六頁) 〈傍線早坂〉とある。

この種の説教が教導職によってどの程度一般に行われていたのかは今のところ不明であるが、ここに言われた「欲しひ」「惜ひ」「憎ひ」「可愛」「腹立」の心遣いは、「八つの埃」の中の五つに該当しており、注目される記述である。／ 「八つの埃」の内容が「おふでさき」によって具体的に示されたのは、次のお歌においてである。／ このみちハをしいほしいとかはいとよくとこふまんこれがほこりや 三号九六 〈傍線早坂〉／ ここには、「にくい」「うらみ」「はらだち」はないが五つまで挙げられている。「おふでさき」第三号が、明治七年一月より御執筆という点に注目した時、「八つの埃」の教えも「十柱の神」と同じく、一つには大教宣布運動との関わりが憶測されるが、この問題については後の課題としたい。19

天理教はなぜ教祖の教えを簡単に変えてしまうのか

『おふでさき』2号に「37. にち／＼によりくる人にことハリを ゆへばだん／＼なをもまあすで」という一首があります。これに天理教教会本部発行の『おふでさき註釈』は「毎日教祖を慕うて集い来る人に断りを言えば、かえって慕い寄る人々がだんだんと増すばかりである」という説明を付けています。

慶応4年の6月から12月までの賽銭の上がりを書きとめた帳面である『辰年大寶恵』や、参詣者の記録である慶応3年の『御神前名記帳』をみると、慶応3(1867)年から明治2(1869)年の頃には、たくさんの方が、お屋敷を訪れていることが確認できます。この時期は、慶応3年に秀司が京都の吉田神祇管領の公認を得ており、吉田家の権威がなくなった維新になってからも天皇家の先祖の神々を祀り国の政策に協力的でしたから、誰もお屋敷に来る人に「断り」を言う理由などありませんでした。

ただ問題は、「13. はや／＼とをもてよふとをもへども みちがのふてハでるにでられん」「16. このはなしなんの事やとをもてる神のうちわけばしよせきこむ」といわれるように、お屋敷内のつとめ場所では、吉田神社のお祓いなどが行われていて、教祖の話がその裏に隠れてしまっているような状況があったことでしょうか。そこで教祖はここで教祖の説く本当の神の話＝理(ことわり)の話をすれば、もっと人はたくさん来るだろうというのが37のお歌の意味ではないでしょうか。

教祖がされる筋道の立った話を、「ことハリ」といわれ、その話を聞けば聞くほど人々が教祖の許へ慕いよってくるというわけです。そして、「38. いかほどのをふくのひとがきたるとも なにもあんぢなかみのひきうけ」「39. めつらしいこのよはじめのかんろたい これかにほんのをさまりとなる」と、あまりにたくさんの人なので少々心配になってくるほどだが、これから、この世の本当の治まりとなるかんろだいの話をするのだから心配には及ばないよと続けられています。

ところで、なぜ教会本部は「集い来る人に断りを言えば、かえって慕い寄る人々がだんだんと増す」などというよく分からない註釈を付けたのでしょうか。

嘉永6年に教祖の夫善兵衛が亡くなった後、中山家の戸主になった秀司は教祖のおたすけ活動が始まってあまり興味を示さなかったようです。ところが、次第に教祖の周りに人が寄り、それと共にお金が寄るようになると興味を示し始め、吉田家の公認を得ることによって、お屋敷の宗教活動の責任者にもなるわけです。ただ、教祖の教えに共感しての動きではなく、教祖が反対の姿勢を取った明治新政府の宗教政策に乗って動くという矛盾した内実がありました。「おふでさき」はその実態を教祖が秀司に問い詰めていった内容であるともいえます。

その内実は秀司、教祖がいなくなっても天理教の中に引き継がれ、そのことを「おふでさき」から読み取られないよう、訳の分からない説明を付けたのです。

天理教の現状

その内実は教祖存命中の弟子たちの子孫によって多く担われている現在の天理教にも引き継がれているようです。お金のために教祖の教えを利用する、教祖の教えを信じて寄ってきた人々を利用する、それが組織として形成されたのが天理教のピラミッド型の教会組織ではないでしょうか。

金光教は教祖の教えがその根底にあるため、教会組織の改編を実行しました。それに対して天理教は教祖の教えに基づくという考え方がないために、巨大なねずみ講的組織の改編に向かう姿勢は全くありません。

しかし、教会長や信者の高齢化、教会子弟(それも教会の後継者だけ)だけしか教内に取り込めない布教力の低下はこの組織の存続を大変困難なものにしています。

「原典に依拠」する教団に

「天理教団にとって教祖はいかなる存在か」という問いはあまりに重いと思います。そもそも私がこれほど深く天理教に興味を覚え、学ぶようになったのは、修養科の3カ月を終えた時点で、「なぜこの教団は教祖について語らないのだろうか」という疑問でした。それから50年近くが過ぎました。その50年間に教団はさらに教祖の存在を教団から遠い位置に追いやってしまったようです。

「天理教教会規則」では、その教義は「天理教教典に依拠して」と書かれています。天理教の「教典」は、金光教のそれが「原典集」であるのに対して、「教会本部」が作成した単なる作文といっても過言ではない代物です。天理教がその存在価値を見出そうとするためには、「教規」も「教会規則」も「原典に依拠し」と改め、それを実行するしか道はないでしょう。

天理教 分教會教會規則

第一條 本教會ハ天理教ニ
 第二條 本教會ノ所在地ハ
 第三條 本教會ノ奉齋主神ハ左ノ十柱ノ神ニシテ之ヲ天理大神ト奉稱ス
 國 常 立 尊
 國 狹 槌 尊
 豐 巒 尊
 大 苦 邊 尊
 面 足 尊
 惶 根 尊
 伊 狛 諾 尊
 伊 狛 冊 尊
 大 日 尊
 月 夜 見 尊
 第四條 本教會ハ奉齋主神ノ外ニ教祖ノ靈ヲ祀ル

分教會ト稱ス
 番地トス

天理教 ハノ教會規則

第一條 本教會ハ天理教ニ
 第二條 本教會ハ天理教ニ所屬ス
 第三條 本教會ノ所在地ハ
 第四條 本教會ハ天理王命ヲ奉齋主神トス
 第五條 本教會ハ世界救ケノ爲天理教ノ教義ヲ信奉宣布シ其ノ祭典儀式ヲ執行スルヲ以テ目的トス
 第六條 本教會ニ於テ行フ恒例ノ祭典儀式ヲ左ノ通り定ム

分教會ト稱ス

教義に関する天理教教規、及び教会規則の規定

現在

（目的）
 第四条 この法人は、親神天理王命の目標を祀り、天理教教典に依拠して天理教の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成し、並びにこの教会の目的を達成するための業務を行うことを目的とする。

天理教教規

第一章 総則

- 第一条 天理教は、月日のやしろと仰ぐ中山みきの啓示により、天保九年十月二十六日、元のちばに始まる。
- 第二条 天理教は、親神天理王命を信奉する。
- 第三条 天理教は、中山みきを教祖と仰ぐ。
- 第四条 天理教は、親神天理王命の鎮まり給う元のちばを信仰の根源とする。
- 第五条 天理教は、親神の思召による世界一れつ陽気ぐらしの実現を立教の本旨とする。
- 第六条 天理教を信奉する者は、立教の本旨を体し、教祖ひながたの道を履むことを修行の要義とする。
- 第七条 天理教の教義は、原典及びこれに基いて天理教教会本部が編述し、真柱が裁定した天理教教典による。

昭和三十四年四月十八日
 昭和四十八年四月二十六日
 昭和六十二年三月一日
 平成十一年三月一日
 理部変更
 部変更
 部変更
 部変更
 定布